

ＴＰＰ交渉に関する意見書

ＴＰＰ交渉については、分野別の中間会合や首席交渉官会合が開かれるなど加速化しており、参加国は 12 月のＷＴＯ閣僚会議に合わせてＴＰＰ閣僚会合を開催し、年内妥結を目指している。

しかし、秘密保持契約を理由に政府から十分な情報が開示されないため、国民の懸念に十分配慮して交渉が行われているのかどうか確認できず、現場では、なし崩し的な譲歩を重ね、拙速な合意を迫られるのではないかという不安と不満が高まっている。また、食の安全・安心にかかる基準や制度が議論の対象となっているにもかかわらず、一切の情報開示がなされない日米並行協議も同様である。

自民党における 3 月のＴＰＰ対策に関する決議、そしてそれを土台にした衆参農林水産委員会の決議は、我が国の交渉参加の前提となったものであり、決議の内容の実現は当然のことである。このため、ＴＰＰ閣僚・首脳会合を前に、政府は決議を遵守すべく、脱退も辞さない不退転の覚悟をもって交渉に臨むことを国民に対し明確に約束すべきである。

よって、政府においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 衆参農林水産委員会の決議等を遵守し、農林水産分野の重要 5 品目等の聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること
- 2 ＴＰＰ交渉及び日米二国間の並行協議について、国民に対する情報開示の徹底に努め、十分な国民的議論を実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 26 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄